

欧米言語文化学会規約

昭63.7.1 原始規約（『ふぉーちゅん』同人規程）発布

平5.3.21 現行規約施行

平27.3.1 新改正施行

第1条〔総則〕本会は「欧米言語文化学会」と称し、欧米の言語・文学・文化(教育学・比較系を含む)に関する研究活動を行う。

(2) 本会の主たる研究雑誌の名称は『*Fortuna*』とする。但し他の出版物の刊行を妨げない。

(3) 本会の本部は会長の勤務校の研究室とする。但し事務局の別置を妨げない。

第2条〔目的〕本会は、前条の活動による会員相互の親睦促進・研究助長をその目的とする。

第3条〔会員〕本会の目的に賛同して入会を希望し、幹事会の承認を経て所定の年会費を納入する者を会員とする。

(2) 前項の会員のほかに、本会の活動に多大な貢献を果たしてきた者を名誉会員もしくは賛助会員となすことができる。

(3) 本条の会員の入会金、年会費などについては、別に定める会計規定による。但し名誉会員はこれを免除する。

第4条〔会計〕本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(2) 継続して2年度分以上年会費を滞納した会員は、自然退会と見做されることがある。

第5条〔役員〕本会には役員および機関として、会長1名、編集委員会(編集代表1名および副編集長・編集委員若干名)、幹事会(幹事長1名および副幹事長・幹事若干名)、事務局(事務局長1名ほか)、会計局(会計局長1名ほか)を置く。但し必要に応じて他の役員および機関を定めることができる。

(2) 役員任期は2年とする。但し重任を妨げない。

第6条〔総会〕本会の議決事項は、緊急の場合を除き、総会の決定による。

(2) 総会は会長が招集し、同一年度に1回以上招集することを原則とする。

(3) 総会の議決は出席者の有効投票の過半数の一致を以て成立する。

第7条〔発表機関〕本会会員の研究発表の機会として、編集発行する研究雑誌および他の出版物のほかに、年次大会および例会を開催する。年次大会は年1回開催を原則とし、総会を同時開催するものとする。例会は同一年度内に複数回の開催を原則とし、幹事会が管轄する。

第8条〔支部〕会員は別に定めるところにより地方支部や専門分科会などを設立することができる。

第9条〔改正〕本規約の改正は、総会において出席者の4分の3以上の同意により成立する。

第10条〔経過措置〕本規約施行の際まだ別に定め無き事項および現に在任する役員任期は、特に定め無き限り、なお従前の通りとする。

欧米言語文化学会会計規定

昭 63. 9. 7 発布
平元. 3. 30 全面改正
平27. 3.1 最新改正施行

1. 本会の新規入会者は、入会初年度に限り、入会金1000円に加え、次表の中で該当する会費を納入するものとする。

入会月	4月～12月	翌年1月～3月
専任職従事者	4000円	2000円
修士号取得者	3000円	1500円
上記以外の者	2000円	1000円

2. 本会正会員の年会費は次の通りとする。

専任職従事者…4000円

修士号取得者…3000円

上記以外の者…2000円

但し「専任職従事者」とは、助教・専任講師以上の大学・短大の教員および助手、教諭、各種専任職員等を指すものとする。また同一年度内に、前段の類別を越える身分の異動が生じた会員の年会費は、納入時点における身分に該当する金額を適用し、当該年度のみ会費完納と見做すものとする。

3. 研究誌投稿者の分担金は、所要頁数毎に一律2000円を合算した合計金額とする。
4. 完全版下で原稿を提出せず、事務局に版下を製作させた場合は、所要経費を加算する。
5. 非会員の特別寄稿者からは、分担金の納入を要しない。
6. 賛助会員の年会費は1口1万円とし、年2口以上の納入を要する。その他の場合は、なお従前の定めるところを踏襲する。

附 則

本規定は平成19年9月1日より施行し、施行時点で年会費既納の者はこの規定により当該年度の年会費を納入したものと見做す。

本規定は平成20年9月14日より施行し、施行時点で年会費既納の者はこの規定により当該年度の年会費を納入したものと見做す。

本規定は平成27年3月1日(予定)より施行し、施行時点で年会費既納の者はこの規定により当該年度の年会費を納入したものと見做す。

研究誌配布規定

昭63. 12. 29 発布
平 7. 9. 9 一部修正施行

1. 研究誌は年会費完納の会員及び特別寄稿者に無料で配布される。
2. 前項の配布は原則としてとして1人2部を上限とする。
3. 会員の投稿者で、投稿分担金を完納した者は、前項の規定に拘らず、本人の希望により5部を上限として無料配布を受けることができる。但し事務局で必要と認めた時はその限りではない。
4. 事務局は必要に応じて、各種図書館・関係出版社・関係大学教員等に配布を無料で行うことができる。
5. 入会金を完納した新入会者には、最新号1部を無料配布する。

附 則

当規定は平成7年9月9日より施行する。